情報公開請求却下通知書

16幡福第331号 平成16年5月20日

榊 原 悟 志 様

(実施機関の長) 幡豆町長 渡 辺



平成16年5月12日に請求のあった情報の公開は、次のとおり却下することと決定しましたので、幡豆町情報公開条例第10条第1項の規定により、通知します。

| 請求の区分 | □ 閲覧 ☑ 写しの交付 |
|----------------------|---|
| 情報の件名又は内容 | 成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。 ① 審判の請求手続等の詳細(被後見人等対象者の決定基準等を含む)を定めた要綱、内規等。 ② 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成 15 年度及び平成16 年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記載した文書。 ③平成 12 年度から平成 15 年度の各年度ごとの、審判請求実績(件数及び費用)を記した文書。 |
| 却下の理由 | 幡豆町情報公開条例第10条第1項第2号に該当 ① の文書は、存在しません。 ② の文書は、存在しません。 ③ の文書は、実績もなく存在しません。 |
| 公開できる ようになる 時期 | □ 年 月 日()以降に再度請求してください。 ☑ 現在、請求に応じられる予定はありません。 |
| 担当課名 | 福 祉 課 電話番号 0563-63-0155 (内線) (602) |

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定により、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対し て異議申立てをすることができます。